

亀山市告示第162号

亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）  
第7条第2項の規定により、地域まちづくり協議会の設立に係る届  
出事項の変更の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次  
のとおり告示する。

平成28年6月28日

亀山市長 櫻 井 義 之

1 変更の届出があった地域まちづくり協議会の名称

昼生地区まちづくり協議会

2 変更した事項

代表者の氏名

変更前 宮村 行

変更後 国分 一美

3 変更年月日

平成28年5月22日